

光創起イノベーション研究拠点で行う研究プロジェクトの利用要項

光創起イノベーション研究拠点運営協議会

平成 27 年 11 月 9 日

(趣旨)

第 1 この要項は、光創起イノベーション研究拠点棟（以下、「光創起研究棟」という。）で行う研究プロジェクトに関し必要な事項を定める。

(研究プロジェクトの選定基準)

第 2 研究プロジェクトの選定基準は、次の次号に定める事項等について評価し、光創起イノベーション研究拠点運営協議会が総合的に判断する。

- (1) 先端的かつ高度な研究プロジェクト
- (2) 研究実績があり、今後も発展が期待できる研究プロジェクト
- (3) 一定期間内に成果が期待できる研究プロジェクト
- (4) ニュービジネス、ベンチャービジネスへの展開が期待されるプロジェクト
- (5) 学際的共同研究プロジェクト
- (6) 産学官金との共同研究プロジェクト
- (7) 国際交流協定（大学間協定、学部間協定）に基づく共同研究プロジェクト
- (8) 科学技術の再構築に貢献できる研究プロジェクト

(研究プロジェクトの申請)

第 3 研究プロジェクト代表者は、別紙様式により利用申請するものとする。

(研究プロジェクトの期間)

第 4 光創起研究棟を利用できる期間は研究プロジェクトの期間の範囲内とする。

(対象研究室及び実験室)

第 5 対象とする研究室及び実験室は〇〇〇室、△△△室とする。（別紙のとおり）

- 2 使用面積は、1 スパン約 48 m²を 1 単位とする。
- 3 利用スペースは、プロジェクトの規模を勘案し決定する。

(利用スペースの使用料)

第 6 利用するスペースの使用料は、静岡大学「光創起イノベーション研究拠点」棟利用細則第 8 条に定めるところによる。

- 2 使用料は、当該年度ごとに徴収する。ただし、年度途中の場合は、月割りとする。

(使用料等の還元)

第 7 第 6 で拠出された使用料及び負担額は、光創起イノベーション研究拠点棟の維持管理に充てる。

附 則

この要項は、平成 26 年 11 月 11 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 27 年 11 月 9 日から施行する。